



# 労基署便り

令和 元年度 No.11  
大河原労働基準監督署



## 令和2年労働災害発生状況（1月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
<b>製造業 計</b>	<b>3</b>	<b>3</b>		<b>15</b>	<b>14 (1)</b>	<b>-1</b>
食料品製造業	1	2	1	8	9 (1)	1
機械金属製造業				1	1	
<b>建設業 計</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>-2</b>	<b>14</b>	<b>13</b>	<b>-1</b>
土木工事業	2		-2	6	4	-2
建築工事業				4	6	2
その他の建設	1	1		4	3	-1
<b>運輸交通業 計</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>15</b>	<b>16</b>	<b>1</b>
陸上貨物運送業		1	1	13	16	3
<b>商業</b>				<b>13</b>	<b>11</b>	<b>-2</b>
<b>全産業</b>	<b>8</b>	<b>7 (1)</b>	<b>-1</b>	<b>71</b>	<b>77 (2)</b>	<b>6</b>

休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

（ ）は内数で死亡者数 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

### クレーンの吊り荷による災害を防止しよう！

去る2月20日に当署管内の工場で、労働者が天井クレーンの荷に挟まれる災害が報道されたところですが、これを含めて令和元年度において2件のクレーンによる重篤な災害が発生しています。クレーンを所有する事業場においては、適切な作業計画の策定、必要な資格の確認や教育の実施及び有資格者の能力向上教育を行うとともに、実際の作業の様子を点検し、必要な対策を講じてください。以下に職場のあんぜんサイトに掲載されている類似事例を紹介しますので、取組の参考にしてください。特に荷の振れによる危険が大きい進行方向前後での作業禁止を徹底しましょう。

概要	原因	対策
床上操作式天井クレーンを用いて鉄板を移動中、鉄板が揺れて配電盤との間にはさまれる	1 無資格者にクレーンの操作を行わせたこと。 2 ペンダントスイッチの操作を誤ったこと。 3 安全衛生教育を実施していなかったこと。	1 クレーンの運転は有資格者に行わせること。 2 安全衛生教育を実施すること。運行経路を確保し、運転者の位置、荷の形状・質量等の確認などを明確に指示すること。
ヒューム管を天井クレーンで移動中、振れ止めをしようとして別のヒューム管との間に入り込み、はさまれて死亡	1 無資格者にクレーンの操作を行わせたこと。 2 作業計画が定められていなかったこと。 3 クレーン作業に伴う危険性等についての安全衛生教育も十分行っていなかったこと。	1 クレーンの運転は有資格者に行わせること。 2 作業計画を定めて打合せを行い作業すること。 3 クレーン作業に伴う危険性等についての安全衛生教育を十分行うこと。
船体ブロック用鋼板を天井クレーンで移動中、鋼板が倒れてはさまれる	1 つり荷に接近してクレーンの運転をしていたこと。 2 安全作業の指示が明確に行われていなかったこと。 3 慣れにより作業動作が不安全になっていたこと。	1 クレーンの運行範囲の指定を行うこと。 2 作業開始前の打ち合わせを行うこと。 3 安全担当者の選任等の安全管理を実施すること。
天井クレーンで薄板の切断機を吊り上げ中、荷が傾いて作業者がはさまれる	1 玉掛けが偏っていたこと確認せずにクレーンを吊り上げ操作したこと 2 共同作業の打合せを行っていなかったこと 3 作業指示がなされていなかったこと	1 クレーン作業の手順を見直すこと 2 クレーン操作者等の再教育を行うこと 3 作業指示の明確化等の安全管理を実施すること
天井クレーンでつり上げた荷が振れ、付近の昇降ハシゴで指示をしていた被災者が振れた荷に激突されて墜落	1 被災者が安全を確認せずにクレーン運転者に巻き上げの合図を行ったこと。 2 クレーン操作者が自己判断で巻き上げと横行の2方向操作を行ったため振れが生じたこと。 3 作業手順が明確に定められていなかったこと。	1 クレーンを使用する作業の安全手順を定めること。 2 玉掛け者は合図の前に安全を自ら確認すること。 3 有資格者の配置と能力向上など安全管理を実施すること。
吊り荷（鉄骨材）の下に立ち入った作業員を回避するため荷を横移動させたところ、目通し1本吊りしていた荷が真下に抜け落ちた	1 玉掛け方法が適切でなかったこと。 2 被災者がつり荷の下に不用意に入ったこと。	1 つり荷の形状、重量等に応じた適切な玉掛けを行うこと。 2 玉掛け作業等について作業標準を作成し、種々の荷ごとに玉掛け用具、玉掛け方法を定めておくこと。 3 不必要につり荷に近づかないこと。業開始前の打ち合わせを徹底すること。

検索条件...事故の型：激突され、起因物：動力クレーン等、キーワード：天井クレーン、吊り荷による災害のみ掲載

## 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきていますが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態になっています。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではありません。感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があります。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持ちます。さらに、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制などの必要な体制を整える準備期間にも当たります。このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民の皆さまと一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていく必要があります。

以上のとおり、厚生労働省では感染の拡大防止を広く呼びかけているところですが、宮城労働局においても2月14日から以下のとおり新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設しています。

開設場所：宮城労働局 雇用環境・均等室（仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎8階）  
電話番号：022-299-8844  
開設時間：8:30～17:15



また、事業主の皆様向けのQ & Aも随時更新しておりますので以下のURL又はQRコードを参照くださるようお願いいたします。[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

## 令和元年度 ゼロ災トライアル80の実施結果について

「令和元年度ゼロ災トライアル80」は、令和2年1月31日に運動期間を終了しました。参加いただきました事業場の皆様ありがとうございました。参加いただいた77事業場中、73事業場で目標達成となりました。実施期間中には、**経営トップの安全衛生決意表明、安全衛生大会の実施、安全衛生教育の実施、安全パトロールの実施、職場の危険の洗い出しと対策の樹立**などの取組を行ったとの回答をいただきました。

参加ありがとうございます！  
ございました！  
次回もよろしく  
お願いします



各事業場におかれましては、この取り組み事例を活用するなど、引き続き労働災害防止の推進をお願いいたします。次年度もゼロ災トライアル100とゼロ災トライアル80を予定しておりますので、たくさんの事業場の参加をお待ちしております。

## ハローワークを会場に「働き方改革 個別相談会」を開催中!

中小企業の皆様を対象に、働き方改革に伴う「お悩み相談」をお受けします。ハローワークを会場に無料相談ができますので、是非お申込みください。詳しくは、「宮城働き方改革推進支援センター」ホームページをご確認ください。

お問い合わせ、申込受付はハローワークでは行っておりません。「宮城働き方改革推進支援センター」へお願いします。（定員になり次第締め切らせていただきます。）

【ハローワーク大河原】

日時：3月13日（金）13:00～、14:00～

【ハローワーク白石】

日時：3月11日（水）、3月25日（水）13:30～、14:30～

### 【新しい36協定の様式について】

労働基準法の改正により時間外労働の上限が規定されたことにより大企業においては平成31年4月から適用となっており、36協定の様式も有効期間が昨年4月1日以降のものは新しい様式で提出することとなっていますが、令和2年4月からは中小企業にも時間外労働の上限が適用され、有効期間が今年4月1日以降の36協定については新様式で届け出る必要があります。協定の様式は7種類ありますが、以下に必要性の高いものを記載します。大きな変更点は、旧様式で一枚だったものが下表のとにわかれることです。いわゆる特別条項の無い協定は、のみの届出となり、月45時間等の限度時間を超えるものは、も届け出ることとなります。は限度時間の適用が除外されている業務に従事する者に関する協定届で、は建設業・自動車運転者・医師等2024年3月31日まで上限規制が猶予される者に関する協定届です。

様式	用途
様式第9号	一般労働者について、時間外・休日労働を行わせる場合
様式第9号の2	限度時間を超えて、時間外・休日労働を行わせる場合（いわゆる特別条項）
様式第9号の3	新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合
様式第9号の4	適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務に係る時間外・休日労働を行わせる場合

新様式についての記載方法はのパンフレット「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/pdf/000463185.pdf>



に詳細な解説があります。不明な点は労働基準監督署にご照会ください。  
なお、インターネット環境がある事業所においては、スタートアップ労働条件のサイト

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



では36協定等の作製を支援するツールが利用可能です。新様式についてはサイト内の「大企業の方、一部の中小企業の方 作成支援ツール」を選択してください。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。  
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、  
労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。登録は（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。）



から。